

令和4年10月20日
学校人事課
免許・電算係 松田
内線：4602

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

- 「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号）により、改正後の教育職員免許法が令和4年7月1日から施行された。
- 今回の法改正により、普通免許状及び特別免許状は有効期間のないものとなり、教員免許更新制（以下「更新制」という。）に関する規定が削除されたことで、更新制は廃止となった。
- 上記に伴い、免許状に関し必要な事項を定めている群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する。
併せて文言の整理等、所要の改正を行う。

2 改正内容

- （1）更新制に係る規定及び別記様式について削除等の改正を行う。
- （2）その他、文言の整理等を行う。

3 施行期日

公布日施行